

「福岡働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されます。

罰則付きの時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得、同一労働同一賃金ガイドラインへの対応や労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【福岡働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：0800-888-1699（フリーダイヤル）

メール：fukuoka-hatarakikata@lec-jp.com

住所：福岡市中央区天神1-10-13

天神MMTビル7階

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

URL <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-fukuoka/>

- ▶ ご希望に応じて、**専門家が企業に個別訪問することも可能**です。
- ▶ **出張相談会・セミナーへの講師派遣**も行っていますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

等

平成31年度働き方改革推進支援センター全体像

専門家派遣事業

＜厚生労働本省＞



委託

＜事務局＞



派遣型専門家



窓口相談・セミナー等支援

＜労働局＞



委託

＜商工団体等＞



セミナーの開催

＜協議会・よろず支援拠点等＞



関係機関との連携

働き方改革推進支援センター



(センター長)

(専門家)

来所・電話・メールによる個別相談

ブッシュ型開拓

①相談・アウトリーチ型支援の申込み

⑥支援終了後、支援評価書の提出

＜商工団体・市区町村等＞



＜中小企業＞



- ②センター：①の内容に係る専門家派遣を事務局へ申込み。(希望の派遣型専門家を選択)
- ③事務局：申込内容を確認し、派遣型専門家を選出し、センターに連絡。
- ⑦センター：支援評価書の内容を確認し、事務局へ提出。

- ④日程調整(調整後の日時を事務局又はセンターに連絡)
- ⑤支援の実施(関係機関とも連携)→原則3回(場合に応じて5回)



福岡働き方改革推進支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-13 天神MMTビル7階

電話番号 0800-888-1699(フリーダイヤル)

メール fukuoka-hatarakikata@lec-jp.com

開所時間 9時00分～17時00分まで(土・日・祝日を除く)

開設日 平成30年4月17日(火)

URL <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-fukuoka/>

